

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 養命酒製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩澤 太朗
(コード番号 2540 東証・名証 第1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 田中 英雄
(TEL 03-3462-8138)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 97 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本総会において株式併合に関する議案が承認されることを条件として、第 7 条に規定の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため、第 19 条の取締役の員数を現在の 10 名以内から 11 名以内に増員するものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 28 条及び第 36 条の規定を変更するものであります。

なお、第 28 条の変更に關しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (4) 上記(1)の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日をもってその効力が発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は株式併合の効力発生日の経過をもってこれを削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|----------------------|------------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 (予定) | 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) |
| 定款変更の効力発生日 (予定) | 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) |

4. その他

本日付で別途開示いたしました「株式併合、単元株式数の変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は<u>1億3千2百万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第36条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は<u>6千6百万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は<u>11名以内</u>とする。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第28条 当社は取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第36条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>附 則 <u>第7条の変更は、平成27年10月1日をもってその効力が発生するものとし、同日の経過をもって、本附則を削除する。</u></p> |

(注) 第5条の変更につきましては、本総会において株式併合に関する議案が承認されることを条件として、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日に、発行可能株式総数が現行の1億3千2百万株から6千6百万株に変更されたものとみなされることから、本総会には付議いたしません。

以上